

厚生労働省発老 0929 第 2 号

令和 7 年 9 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

地域支援事業交付金の交付について

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 2 2 条の 2 に基づく交付金の交付については、平成 2 0 年 5 月 2 3 日厚生労働省発老第 0 5 2 3 0 0 3 号本職通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

ついては、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

地域支援事業交付金交付要綱 新旧対照表

改正後（新）				改正前（旧）			
地域支援事業交付金交付要綱				地域支援事業交付金交付要綱			
1 （略）				1 （略）			
（交付の目的及び趣旨）				（交付の目的及び趣旨）			
2 この交付金は、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者等への支援体制の構築等を一体的に推進する。				2 この交付金は、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。			
3・4 （略）				3・4 （略）			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における （１）に掲げる額から （２）に掲げる額を控除して得た額 （１）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平	（略）	（略）	介護予防・日常生活支援総合事業	一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における （１）に掲げる額から （２）に掲げる額を控除して得た額 （１）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平	（略）	（略）

改正後（新）				改正前（旧）			
	成27年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （2）令和7年度の介護予防支援給付費額 ロ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額 （1）平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （2）令和7年度の予防給付費額 二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第				成27年度から令和6年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （2）令和6年度の介護予防支援給付費額 ロ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額 （1）平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和6年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （2）令和6年度の予防給付費額 二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第		

改正後（新）				改正前（旧）			
	8 項第 6 号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（2）に掲げる額を控除して得た額 □ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額 ※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率 ※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ				8 項第 6 号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和6年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（2）に掲げる額を控除して得た額 □ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度から令和6年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額 ※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率 ※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和6年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ		

改正後（新）				改正前（旧）			
	（１）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 ※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労				（１）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和6年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 ※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和6年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和6年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労		

改正後（新）				改正前（旧）			
	働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。				働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。		
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	平成 26 年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の 65 歳以上<u>人口</u>の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成 28 年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の 65 歳以上<u>人口</u>の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原則の上限額」という。）。 なお、平成 29 年度において、以下の（ア）と（イ）の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。 （ア）少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業（<u>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 13 号）</u>	（略）	（略）	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	平成 26 年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の 65 歳以上<u>高齢者数</u>の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成 28 年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の 65 歳以上<u>高齢者数</u>の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原則の上限額」という。）。 なお、平成 29 年度において、以下の（ア）と（イ）の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。 （ア）少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業（<u>介護保険法施行令附則第 8 条第 1 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要</u>	（略）	（略）

改正後（新）				改正前（旧）			
	<u>第1条の規定による改正前の介護保険法施行規則第140条の62の12第1号イからホに掲げる5事業をいう。）を全て実施していること。</u> （イ）介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。 ※ 平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村は（ア）の要件を満たさなくても可。 ① 地域包括支援センターの運営 25,000千円に当該市町村の<u>実施</u>年度の前年度の10月1日における65歳以上人口を4,500で除した値を乗じた額 ※ ただし、この計算の結果が12,500千円以下の場合には12,500千円とする。 ② 任意事業の実施 930円に当該市町村の<u>実施</u>年度の<u>前年度の10月1日</u>における65歳以上<u>人口</u>を乗じて得た額 なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額				<u>介護給付等費用適正化事業（平成20年厚生労働省告示第31号）に掲げる5事業をいう。）を全て実施していること。</u> （イ）介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。 ※ 平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村は（ア）の要件を満たさなくても可。 ① 地域包括支援センターの運営 25,000千円に当該市町村の<u>当該</u>年度の前年度の10月1日における65歳以上人口を4,500で除した値を乗じた額 ※ ただし、この計算の結果が12,500千円以下の場合には12,500千円とする。 ② 任意事業の実施 930円に当該市町村の<u>当該</u>年度における65歳以上<u>高齢者数</u>を乗じて得た額 なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額		

改正後（新）				改正前（旧）			
	を超えても差し支えない。 一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の（a）又は（b）のいずれか高い金額を超えてはならない。 （a）②により算出される額 （b）①及び②の合計額を基準額として選択した年度（＝移行年度）の前年度の任意事業実績額×当該市町村の65歳以上<u>人口</u>の伸び率 （注）10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上<u>人口の実施</u>年度を除く直近3か年の平均伸び率				を超えても差し支えない。 一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の（a）又は（b）のいずれか高い金額を超えてはならない。 （a）②により算出される額 （b）①及び②の合計額を基準額として選択した年度（＝移行年度）の前年度の任意事業実績額×当該市町村の65歳以上<u>高齢者数</u>の伸び率 （注）10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上<u>高齢者数の当該</u>年度を除く直近3か年の平均伸び率		
包括的支援事業（社会保障充実分）	以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。 なお、<u>生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業</u>、住民参画・官民連携推進事業、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。			包括的支援事業（社会保障充実分）	以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。 なお、住民参画・官民連携推進事業、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。		

改正後（新）				改正前（旧）			
	①（略） ② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置 ・第1層（市町村圏域） 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・第2層（日常生活圏域）4,000 千円× 日常生活圏域数（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ。）の数 ※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。 <u>・生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施</u> <u>8,000 千円</u> <u>※ ただし、地域包括支援センター以外に配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担う場合や、重層的支援体制整備事業として実施す</u>				①（略） ② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置 ・第1層（市町村圏域） 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・第2層（日常生活圏域）4,000 千円× 日常生活圏域数（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ。）の数 ※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。		

改正後（新）				改正前（旧）			
	る場合には4,000千円とする。 また、指定都市並びに一部事務組合及び広域連合の場合は、以下の額により算定することとする。 a 指定都市（重層的支援体制整備事業を実施していない場合） 以下(a)から(b)の合計額 (a)8,000千円 × 事業を実施する行政区の数（地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担う場合（以下「センターでの実施」という。）に限る。） (b)4,000千円 × 事業を実施する行政区の数（センターでの実施を除く。） b 指定都市（重層的支援体制整備事業を実施している場合） 4,000千円 × 事業を実施する行政区の数 c 一部事務組合及び広域連合						

改正後（新）				改正前（旧）			
	<u>以下の(a)から(b)の合計額</u> <u>(a)8,000千円 × 本事業を実施する構成市町村の数（重層的支援体制整備事業として実施する場合を除き、センターでの実施に限る。）</u> <u>(b)4,000千円 × 本事業を実施する構成市町村の数（(a)の算定対象となる構成市町村を除く。）</u> ・住民参画・官民連携推進事業の実施4,000千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置8,000千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ③ 実施要綱の別記3の3に掲げる認知症総合支援事業				・住民参画・官民連携推進事業の実施4,000千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置8,000千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ③ 実施要綱の別記3の3に掲げる認知症総合支援事業		

改正後（新）				改正前（旧）			
	・ 認知症初期集中支援事業 10,266 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数に乗じることとする。 ・ 認知症地域支援・ケア向上事業 11,302 千円 ※ ただし、<u>専任の認知症地域支援推進員を配置する場合は、16,389 千円とする。</u> <u>また</u>、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数に乗じることとする。 ・ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 4,529 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数に乗じることとする。 ④実施要綱の別記3の4に掲げる地域ケア会議推進事業 ・ 1,272 千円× 地域包括支援センター数(注)				・ 認知症初期集中支援事業 10,266 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数に乗じることとする。 ・ 認知症地域支援・ケア向上事業 11,302 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数に乗じることとする。 ・ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 4,529 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数に乗じることとする。 ④実施要綱の別記3の4に掲げる地域ケア会議推進事業 ・ 1,272 千円× 地域包括支援センター数(注)		

改正後（新）				改正前（旧）			
	(注) 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。 ・ <u>居住支援連携加算</u> <u>300 千円</u> <u>実施要綱の別記 2 の 3</u> <u>(2) に定める地域ケア</u> <u>推進会議に支援協議会の</u> <u>構成員が参加するなど連</u> <u>携体制が構築されている</u> <u>場合に加算する。</u> ※ <u>ただし、指定都市の場</u> <u>合は、当該額に連携体制</u> <u>が構築されている行政区</u> <u>の数、一部事務組合及び</u> <u>広域連合の場合は、当該</u> <u>額に連携体制が構築され</u> <u>ている構成市町村の数を</u> <u>乗じることとする。</u>				(注) 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。		
5～16 （略）				5～16 （略）			
別紙様式第 1 （略）				別紙様式第 1 （略）			
別紙様式第 2 （略）				別紙様式第 2 （略）			

改正後（新）

別紙様式第2様式1

別紙様式第2様式1

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分	前事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費交付予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	備 考
	A	B	C(A-B)	D	E	F	G	
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円	円	円	円	円	
(1) 訪問型サービス(第1号訪問事業)								
ア 訪問型サービス								
イ サービス・活動A								
ウ サービス・活動B								
エ サービス・活動C								
オ サービス・活動D								
カ その他								
(2) 通所型サービス(第1号通所事業)								
ア 訪問型サービス								
イ サービス・活動A								
ウ サービス・活動B								
エ サービス・活動C								
オ サービス・活動D								
カ その他								
(3) その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)								
ア 栄養改善を目的とした給食								
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応								
ロ 訪問型サービスと通所型サービスを複合的に行う事業								
エ その他								
(4) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)								
(5) 療養支払手数料								
(6) 高齢介護予防サービス費給付金等								
ア 一般介護予防事業								
イ 介護予防活動推進事業								
ロ 介護予防普及啓発事業								
ハ 地域介護予防活動支援事業								
ニ 一般介護予防事業評価事業								
ホ 地域ケアプラットフォーム活用推進事業								
2. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び併合事業								
(1) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)								
(2) 併合事業								
ア 介護予防等費用適正化事業								
イ 療養介護支援事業								
ロ 施設115法の効果3項目に達づくその他の事業								
3. 小 計(11+2)								
4. 包括的支援事業(社会保険充実分)								
(1) 在宅医療・介護連携推進事業								
(2) 生活支援体制整備事業								
ア 生活支援コーディネーター協議体								
イ 住民参画・市民連携推進事業								
ロ 生活支援コーディネーターネットワークの活用による地域生活支援体制の構築								
ハ 複合的な生活支援コーディネーター								
(3) 認知症対応型介護支援事業								
ア 認知症対応型介護支援事業								
イ 認知症地域支援・ケア向上事業								
ロ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業								
(4) 地域ケア連携推進事業								
5. 小 計(13+4)								

(注) 1 A欄には、交付事業4(1)前事業費(2)1包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)については、交付事業4(ウ)の「前事業費(指定介護予防支援等の業務にかかる経費を除く)」から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額(経費超過額)を下回る場合は0円とする。に該当する場合は0円を記入すること。
2 B欄には、交付事業4(1)寄付金その他の収入額(2)1包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)については、指定介護予防支援等にかかる収入額を除く。を記入すること。
3 D欄には、交付事業4(1)対象経費の実支出額(2)1包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)については、交付事業4(イ)の(ウ)の「前事業費(指定介護予防支援等にかかる収入額を除く)」を記入すること。
4 E欄には、D欄の0値及び超過額を比較して最も小さい値から差額の支援体制整備事業に要する費用超過額を控除した額を記入すること。
5 G欄には、F欄の額に交付事業4の第4欄に定める交付金を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てると。)を記入すること。
6 差額の支援体制整備事業に要する費用超過額のうち、(1)指定介護予防支援事業費用超過額は社会福祉法施行令第24条第3項第1号の規定により算出した額、(2)地域包括支援センターの運営費用超過額は社会福祉法施行令第24条第3項第2号の規定により算出した額を記入すること。

上欄設定の選択

1. 総合事業

2. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・併合事業

3. 包括的支援事業(社会保険充実分)

個別経費の有無

1. 総合事業

2. 包括的支援事業(社会保険充実分)

総合事業費交付金

円

円

差額の支援体制整備事業の実施有無

差額の支援体制整備事業に要する費用超過額

前額(11+2+3)

円

円

円

後 援 者 名

市町村・市

都道府県

都道府県・市

C-D

改正前（旧）

別紙様式第2様式1

別紙様式第2様式1

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分	前事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費交付予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	備 考
	A	B	C(A-B)	D	E	F	G	
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円	円	円	円	円	
(1) 訪問型サービス(第1号訪問事業)								
ア 訪問型サービス								
イ サービス・活動A								
ウ サービス・活動B								
エ サービス・活動C								
オ サービス・活動D								
カ その他								
(2) 通所型サービス(第1号通所事業)								
ア 訪問型サービス								
イ サービス・活動A								
ウ サービス・活動B								
エ サービス・活動C								
オ サービス・活動D								
カ その他								
(3) その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)								
ア 栄養改善を目的とした給食								
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応								
ロ 訪問型サービスと通所型サービスを複合的に行う事業								
エ その他								
(4) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)								
(5) 療養支払手数料								
(6) 高齢介護予防サービス費給付金等								
ア 一般介護予防事業								
イ 介護予防活動推進事業								
ロ 介護予防普及啓発事業								
ハ 地域介護予防活動支援事業								
ニ 一般介護予防事業評価事業								
ホ 地域ケアプラットフォーム活用推進事業								
2. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び併合事業								
(1) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)								
(2) 併合事業								
ア 介護予防等費用適正化事業								
イ 療養介護支援事業								
ロ 施設115法の効果3項目に達づくその他の事業								
3. 小 計(11+2)								
4. 包括的支援事業(社会保険充実分)								
(1) 在宅医療・介護連携推進事業								
(2) 生活支援体制整備事業								
ア 生活支援コーディネーター協議体								
イ 住民参画・市民連携推進事業								
ロ 生活支援コーディネーターネットワークの活用による地域生活支援体制の構築								
ハ 複合的な生活支援コーディネーター								
(3) 認知症対応型介護支援事業								
ア 認知症対応型介護支援事業								
イ 認知症地域支援・ケア向上事業								
ロ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業								
(4) 地域ケア連携推進事業								
5. 小 計(13+4)								

(注) 1 A欄には、交付事業4(1)前事業費(2)1包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)については、交付事業4(ウ)の「前事業費(指定介護予防支援等の業務にかかる経費を除く)」から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額(経費超過額)を下回る場合は0円とする。に該当する場合は0円を記入すること。
2 B欄には、交付事業4(1)寄付金その他の収入額(2)1包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)については、指定介護予防支援等にかかる収入額を除く。を記入すること。
3 D欄には、交付事業4(1)対象経費の実支出額(2)1包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)については、交付事業4(イ)の(ウ)の「前事業費(指定介護予防支援等にかかる収入額を除く)」を記入すること。
4 E欄には、D欄の0値及び超過額を比較して最も小さい値から差額の支援体制整備事業に要する費用超過額を控除した額を記入すること。
5 G欄には、F欄の額に交付事業4の第4欄に定める交付金を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てると。)を記入すること。
6 差額の支援体制整備事業に要する費用超過額のうち、(1)指定介護予防支援事業費用超過額は社会福祉法施行令第24条第3項第1号の規定により算出した額、(2)地域包括支援センターの運営費用超過額は社会福祉法施行令第24条第3項第2号の規定により算出した額を記入すること。

上欄設定の選択

1. 総合事業

2. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・併合事業

3. 包括的支援事業(社会保険充実分)

個別経費の有無

1. 総合事業

2. 包括的支援事業(社会保険充実分)

総合事業費交付金

円

円

差額の支援体制整備事業の実施有無

差額の支援体制整備事業に要する費用超過額

前額(11+2+3)

円

円

円

後 援 者 名

市町村・市

都道府県

都道府県・市

C-D

改正後（新）

別紙様式第2様式1別添1

別紙様式第2様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

	都道府県名	
	保険者名	

1 実施主体		市
2 総合事業への移行年度		
3 対象経費支出予定額	令和7年度	
4 原則の上限額	基本の上限額 (第1号イ)	
(介護保険法施行令第37条の13第4項)	介護予防給付全体の伸びを考慮する上限額 (第1号ロ)	
	特例イ (第2号イ)	
	特例ロ (第2号ロ)	
	上限超過額	
5 人口	令和6年10月1日	
6 75歳以上人口	令和3年10月1日	
	令和6年10月1日	
	75歳以上被保険者数変動率	
7 65歳以上人口	令和6年10月1日	
8 高齢者1人あたり事業費		
9 上限超過の承認を希望する額		
基本情報	介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業①に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業(以下「新たなプログラム」という。)の実施(上限額告示第2号関係)	
上限超過の理由(該当理由を選択)	当該年度の75歳以上被保険者数変動率(介護保険法施行令第37条の13第8項第5号に規定する75歳以上被保険者数変動率をいう。以下同じ。)が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施(上限額告示第3号関係)	
	当該年度の前年度の10月1日における人口が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施(上限額告示第4号関係)	
	離島等の市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施(当該年度の当該市町村における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全国の平均額として定める額未満である場合に限る。)(上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(1)関係)	
	効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施(上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(5)関係)	

改正前（旧）

別紙様式第2様式1別添1

別紙様式第2様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

	都道府県名	
	保険者名	

1 実施主体		市
2 総合事業への移行年度		
3 対象経費支出予定額	令和6年度	
4 原則の上限額	基本の上限額 (第1号イ)	
(介護保険法施行令第37条の13第4項)	介護予防給付全体の伸びを考慮する上限額 (第1号ロ)	
	特例イ (第2号イ)	
	特例ロ (第2号ロ)	
	上限超過額	
5 人口	令和5年10月1日	
6 75歳以上人口	令和2年10月1日	
	令和5年10月1日	
	75歳以上被保険者数変動率	
7 65歳以上人口	令和5年10月1日	
8 高齢者1人あたり事業費		
9 上限超過の承認を希望する額		
基本情報	介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業①に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業(以下「新たなプログラム」という。)の実施(上限額告示第2号関係)	
上限超過の理由(該当理由を選択)	当該年度の75歳以上被保険者数変動率(介護保険法施行令第37条の13第8項第5号に規定する75歳以上被保険者数変動率をいう。以下同じ。)が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施(上限額告示第3号関係)	
	当該年度の前年度の10月1日における人口が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施(上限額告示第4号関係)	
	離島等の市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施(当該年度の当該市町村における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全国の平均額として定める額未満である場合に限る。)(上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(1)関係)	
	効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施(上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(5)関係)	

改正後（新）				改正前（旧）					
具 体 的 な 内 容	1 理由①を選択した場合は記入・選択 (4の記入も必要)	(1)新たなプログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択		1 理由①を選択した場合は記入・選択 (4の記入も必要)	(1)新たなプログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択				
		(2)新たなプログラムの開始年度			(2)新たなプログラムの開始年度				
		(3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費(見込額)			(3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費(見込額)				
		(4)新たなプログラムの開始3年度目の翌年度の事業費(見込額)			(4)新たなプログラムの開始3年度目の翌年度の事業費(見込額)				
		(5)開始2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が開始1年度目の当該額を上回る見込みの有無(有の場合に○。4(3)の記入が必要。)			(5)開始2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が開始1年度目の当該額を上回る見込みの有無(有の場合に○。4(3)の記入が必要。)				
	2 理由②を選択した場合は記入 (4の記入も必要)	費用低減が見込まれる年度		2 理由②を選択した場合は記入 (4の記入も必要)	費用低減が見込まれる年度				
		費用を低減させる方法			費用を低減させる方法				
	3 理由⑤を選択した場合は記入	前々年度(令和5年度)の末日における認定率		3 理由⑤を選択した場合は記入	前々年度(令和4年度)の末日における認定率				
		前々年度(令和5年度)の末日における調整済み認定率			前々年度(令和4年度)の末日における調整済み認定率				
		前々々年度(令和4年度)の末日における認定率			前々々年度(令和3年度)の末日における認定率				
前々年度(令和5年度)の末日におけるサービス利用率			前々年度(令和4年度)の末日におけるサービス利用率						
前々々年度(令和4年度)の末日におけるサービス利用率			前々々年度(令和3年度)の末日におけるサービス利用率						
4 理由①・②を選択した場合には、以下の項目に沿って具体的な内容を記載(理由①の費用低減計画に該当)				4 理由①・②を選択した場合には、以下の項目に沿って具体的な内容を記載(理由①の費用低減計画に該当)					
(1)平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上限超過額の状況(理由①・②共通)				(1)平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上限超過額の状況(理由①・②共通)					
		事業費(千円)	個別協議の有無(有:●、無:ー)	上限超過額(千円)			事業費(千円)	個別協議の有無(有:●、無:ー)	上限超過額(千円)
平成30年度					平成30年度				
令和元年度					令和元年度				
令和2年度					令和2年度				
令和3年度					令和3年度				
令和4年度					令和4年度				
令和5年度					令和5年度				
令和6年度					令和6年度				
令和7年度					令和6年度				
(2)3年度目の要年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が原則の上限額以下となるための方策(理由①のみ)				(2)3年度目の要年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が令和6年度の原則の上限額以下となるための方策(理由①のみ)					
(3)(1(5)が○の場合のみ)新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額				(3)(1(5)が○の場合のみ)新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額					
※「上限額告示」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由(令和6年厚生労働省告示第19号)をさす。□ ※「上限額通知」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について(令和6年3月29日老発0329第18号厚生労働省老健局長通知)をさす。				※「上限額告示」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由(令和6年厚生労働省告示第19号)をさす。□ ※「上限額通知」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について(令和6年3月29日老発0329第18号厚生労働省老健局長通知)をさす。					

改正後（新）	改正前（旧）
別紙様式第2様式1別添2（略） 別紙様式第2様式2（略） 別紙様式第2様式2別添（略）	別紙様式第2様式1別添2（略） 別紙様式第2様式2（略） 別紙様式第2様式2別添（略）

改正後（新）

別紙様式第2様式3

別紙様式第2様式3

(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施計画書

包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)

実施主体	〇〇市					
社会保障充実分 対象経費支出予定額 (A)	円	標準額 (4事業の合計額) (B)	円			
① 在宅医療・介護 連携推進事業	対象経費支出予定額	ア(イ)等の会議	イ(ア)の相談窓口	イ(ア)のコーディネーター	イ(ウ)②多職種研修	イ(ウ)②その他の研修
	円	回	箇所	人	回	回
② 生活支援体制 整備事業	対象経費支出予定額	第1層生活支援コー ディネーターの配置有 無	第2層生活支援コー ディネーターの配置有 無	住民参画・官民連携 推進事業の実施有無	生活支援コーディネーターを中 心とした相談支援連携体制構築 事業の実施有無・方法	就労的活動支援コー ディネーターの配置有 無
	円					
③ 認知症総合支援 事業	対象経費支出予定額	認知症初期集中支援チーム設置	認知症地域支援推進員設置		チームオレンジコーディネーター	
	円	箇所	箇所	箇所	人	
④ 地域ケア会議 推進事業	対象経費支出予定額	地域ケア会議の実施有無		地域ケア会議における居住支援協議会との連携有無		
	円					
〔 社会保障充実分対象経 費支出予定額(A) が 標準額(4事業の合計 額)(B)を超過する場合 主な理由 〕						

(注)

1 「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。

2 在宅医療・介護連携推進事業のア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②については、実施要綱の事業内容 ア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②とする。

別紙様式第3 (略)

改正前（旧）

別紙様式第2様式3

別紙様式第2様式3

(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施計画書

包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)

実施主体	〇〇市					
社会保障充実分 対象経費支出予定額 (A)	円	標準額 (4事業の合計額) (B)	円			
① 在宅医療・介護 連携推進事業	対象経費支出予定額	ア(イ)等の会議	イ(ア)の相談窓口	イ(ア)のコーディネーター	イ(ウ)②多職種研修	イ(ウ)②その他の研修
	円	回	箇所	人	回	回
② 生活支援体制 整備事業	対象経費支出予定額	第1層生活支援コー ディネーターの配置有 無	第2層生活支援コー ディネーターの配置有 無	住民参画・官民連携推進事業 の実施有無	就労的活動支援コー ディネーターの配置有 無	
	円					
③ 認知症総合支援 事業	対象経費支出予定額	認知症初期集中支援チーム設置	認知症地域支援推進員設置	チームオレンジコーディネーター		
	円	箇所	箇所	人		
④ 地域ケア会議 推進事業	対象経費支出予定額	地域ケア会議の実施有無				
	円					
〔 社会保障充実分対象経 費支出予定額(A) が 標準額(4事業の合計 額)(B)を超過する場合 主な理由 〕						

(注)

1 「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。

2 在宅医療・介護連携推進事業のア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②については、実施要綱の事業内容 ア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②とする。

別紙様式第3 (略)

改正後（新）	改正前（旧）												
別紙様式第 4 第 号 （元号） 年 月 日 地方厚生(支)局長 殿 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 （元号） 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について （元号） 年 月 日 厚発 第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。 （添付書類） <u>全事業共通</u> 1（元号） 年度地域支援事業交付金精算書(様式1) <u>2</u>（元号） 年度任意事業実施報告書(様式<u>2</u>) <u>3</u>（元号） 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書(様式<u>3</u>) <u>4</u>（元号） 年度歳入歳出決算(見込)書抄本 （内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。） <u>該当がある場合のみ</u> <u>5</u>（元号） 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1別添1) <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">保 険 者 名</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">都道府県コード[*]</td> <td style="padding: 2px;">市区町村コード[*] C・D</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> <td style="padding: 2px;"> </td> </tr> </table>	保 険 者 名		都道府県コード [*]	市区町村コード [*] C・D			別紙様式第 4 第 号 （元号） 年 月 日 地方厚生(支)局長 殿 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 （元号） 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について （元号） 年 月 日 厚発 第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。 （添付書類） <u>全事業共通</u> 1（元号） 年度地域支援事業交付金精算書(様式1) <u>2</u>（元号） <u>年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2)</u> <u>3</u>（元号） 年度任意事業実施報告書(様式3) <u>4</u>（元号） 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書(様式<u>4</u>) <u>5</u>（元号） 年度歳入歳出決算(見込)書抄本 （内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。） <u>該当がある場合のみ</u> <u>6</u>（元号） 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1別添1) <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">保 険 者 名</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">都道府県コード[*]</td> <td style="padding: 2px;">市区町村コード[*] C・D</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> <td style="padding: 2px;"> </td> </tr> </table>	保 険 者 名		都道府県コード [*]	市区町村コード [*] C・D		
保 険 者 名													
都道府県コード [*]	市区町村コード [*] C・D												
保 険 者 名													
都道府県コード [*]	市区町村コード [*] C・D												

別紙様式第4様式1

別紙様式第4様式1

(元号) 年度地域支援事業交付金計算書

区 分	担当事業	寄付金その他の収入額		助成額 C(A+B)	対象経費 減支金額	基準額	交付基本額	交付金算額	交付金 交付決定額	交付金 交付決定額	算出計算基礎 1+10		備 考
		A	B								経費額	不足額	
1	介護予防・日常生活支援総合事業												
(1)	訪問型サービス(第1号訪問事業)												
	ア 訪問型サービス												
	イ サービス・活動A												
	ウ サービス・活動B												
	エ サービス・活動C												
	オ サービス・活動D												
	カ その他												
(2)	通所型サービス(第1号通所事業)												
	ア 認知症対応サービス												
	イ サービス・活動A												
	ウ サービス・活動B												
	エ サービス・活動C												
	オ その他												
(3)	その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)												
	ア 緊急避難を目的とした対応												
	イ 避難の安全確認及び緊急時の対応												
	ウ 訪問型サービスと通所型サービスを併発的に行う事業												
	カ その他												
(4)	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)												
(5)	福祉支給予料												
(6)	高齢者の生活サービス費増進事業等												
	ア 一般介護予防事業												
	イ 介護予防防犯事業												
	ロ 介護予防普及啓発事業												
	ハ 地域での生活活動支援事業												
	ニ 地域での生活活動支援事業												
	ホ 地域での生活活動支援事業												
	ヘ 地域での生活活動支援事業												
	ト 地域での生活活動支援事業												
	チ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業												
	レ 地域での生活活動支援事業												
	ロ 地域での生活活動支援事業												
	リ 地域での生活活動支援事業												
	ル 地域での生活活動支援事業						</						

別紙様式第4様式1

別紙様式第4様式1

[illegible]

改正後（新）

別紙様式第4様式1別添1

別紙様式第4様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）

基本情報	都道府県名	
	保険者名	
	1 実施主体	市
	2 総合事業への移行年度	
	3 対象経費実支出額	令和7年度
	4 原則の上限額	基本の上限額（第1号イ）
	（介護保険法施行令第37条の13第4項）	介護予防給付全体の伸びを考慮する上限額（第1号ロ）
		特例イ（第2号イ）
		特例ロ（第2号ロ）
		上限超過額
5 人口	令和6年10月1日	
6 75歳以上人口	令和6年10月1日	
	令和6年10月1日	
	75歳以上被保険者数変動率	
7 65歳以上人口	令和6年10月1日	
8 高齢者1人あたり事業費		
9 上限超過の承認を希望する額		
上限超過の理由（該当理由を選択）	介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業①に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業（以下「新たなプログラム」という。）の実施（上限報告示第2号関係）	
	当該年度の75歳以上被保険者数変動率が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の②低減に資すると見込まれる事業の実施（上限報告示第3号関係）	
	当該年度の前年度の10月1日における人口が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必③要な措置の実施（上限報告示第4号関係）	
	離島等の市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施④（当該年度の当該市町村における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全額の平均額として定める額未満である場合に限る。）（上限報告示第5号・上限額通知の別紙1(1)関係）	
	⑤効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施（上限報告示第5号・上限額通知の別紙1(5)関係）	
	⑥災害による居宅要支援被保険者等の数の増加（上限報告示第1号関係）	
	当該年度の75歳以上被保険者数変動率を上回る率での介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を利用する被保険者数の増加（上限報告示第5号・上限額通知の別紙1(2)関係）	
	第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）及び第一号通⑧所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置の実施（上限報告示第5号・上限額通知の別紙1(3)関係）	
	継続利用要介護者（介護保険法施行規則第140条の62の4第3号に該当する者をいう。以下同じ。）に対する第一号事業⑨（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業をいう。以下同じ。）の実施（上限報告示第5号・上限額通知の別紙1(4)関係）	

改正前（旧）

別紙様式第4様式1別添1

別紙様式第4様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）

基本情報	都道府県名	
	保険者名	
	1 実施主体	市
	2 総合事業への移行年度	
	3 対象経費実支出額	令和6年度
	4 原則の上限額	基本の上限額（第1号イ）
	（介護保険法施行令第37条の13第4項）	介護予防給付全体の伸びを考慮する上限額（第1号ロ）
		特例イ（第2号イ）
		特例ロ（第2号ロ）
		上限超過額
5 人口	令和6年10月1日	
6 75歳以上人口	令和6年10月1日	
	令和6年10月1日	
	75歳以上被保険者数変動率	
7 65歳以上人口	令和6年10月1日	
8 高齢者1人あたり事業費		
9 上限超過の承認を希望する額		
上限超過の理由（該当理由を選択）	介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業①に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業（以下「新たなプログラム」という。）の実施（上限報告示第2号関係）	
	当該年度の75歳以上被保険者数変動率が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の②低減に資すると見込まれる事業の実施（上限報告示第3号関係）	
	当該年度の前年度の10月1日における人口が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必③要な措置の実施（上限報告示第4号関係）	
	離島等の市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施④（当該年度の当該市町村における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全額の平均額として定める額未満である場合に限る。）（上限報告示第5号・上限額通知の別紙1(1)関係）	
	⑤効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施（上限報告示第5号・上限額通知の別紙1(5)関係）	
	⑥災害による居宅要支援被保険者等の数の増加（上限報告示第1号関係）	
	当該年度の75歳以上被保険者数変動率を上回る率での介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を利用する被保険者数の増加（上限報告示第5号・上限額通知の別紙1(2)関係）	
	第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）及び第一号通⑧所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置の実施（上限報告示第5号・上限額通知の別紙1(3)関係）	
	継続利用要介護者（介護保険法施行規則第140条の62の4第3号に該当する者をいう。以下同じ。）に対する第一号事業⑨（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業をいう。以下同じ。）の実施（上限報告示第5号・上限額通知の別紙1(4)関係）	

具体的な内容	1 理由①を選択した場合は記入・選択 (4の記入も必要)	(1)新たなプログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択 (2)新たなプログラムの開始年度 (3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費(見込額) (4)新たなプログラムの開始3年度目の翌年度の実業費(見込額) (5)開始2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が開始1年度目の当該額を上回る見込みの有無(有の場合に○。③の記入が必要。)		
	2 理由②を選択した場合は記入 (4の記入も必要)	費用低減が見込まれる年度 費用を低減させる方法		
	3 理由⑤を選択した場合は記入	前々年度(令和5年度)の末日における認定率 前々年度(令和5年度)の末日における調整済み認定率 前々々年度(令和4年度)の末日における認定率 前々々年度(令和5年度)の末日におけるサービス利用率 前々々々年度(令和4年度)の末日におけるサービス利用率		
	4 理由⑥を選択した場合は記入	災害による居宅要支援被保険者等の数の増加有無(有の場合に○)		
	5 理由⑦を選択した場合は記入	介護予防支援費変動率		
	6 理由⑧を選択した場合は記入	介護職員等処遇改善加算等の支給に要した費用		
	7 理由⑨を選択した場合は記入	継続利用要介護者に係る第一号事業の実施に要した額		
	8 理由①・②を選択した場合には、以下の項目について実績報告時の状況を踏まえて記載(理由①の費用低減計画に該当)			
	(1)平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上限超過額の状況(理由①・②共通)			
		事業費(千円)	個別協議の有無(有:●、無:ー)	上限超過額(千円)
	平成30年度			
	令和元年度			
	令和2年度			
	令和3年度			
令和4年度				
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				
(2)3年度目の要年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が原則の上限額以下となるための方策(理由①のみ)				
(3)(1(5)が○の場合のみ)新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額				
※「上限額告示」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由(令和6年厚生労働省告示第19号)をさす。○ ※「上限額通知」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について(令和6年3月29日老発0329第18号厚生労働省老健局長通知)をさす。				

具体的な内容	1 理由①を選択した場合は記入・選択 (4の記入も必要)	(1)新たなプログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択 (2)新たなプログラムの開始年度 (3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費(見込額) (4)新たなプログラムの開始3年度目の翌年度の実業費(見込額) (5)開始2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が開始1年度目の当該額を上回る見込みの有無(有の場合に○。③の記入が必要。)		
	2 理由②を選択した場合は記入 (4の記入も必要)	費用低減が見込まれる年度 費用を低減させる方法		
	3 理由⑤を選択した場合は記入	前々年度(令和4年度)の末日における認定率 前々年度(令和4年度)の末日における調整済み認定率 前々々年度(令和3年度)の末日における認定率 前々々年度(令和4年度)の末日におけるサービス利用率 前々々々年度(令和3年度)の末日におけるサービス利用率		
	4 理由⑥を選択した場合は記入	災害による居宅要支援被保険者等の数の増加有無(有の場合に○)		
	5 理由⑦を選択した場合は記入	介護予防支援費変動率		
	6 理由⑧を選択した場合は記入	介護職員等処遇改善加算等の支給に要した費用		
	7 理由⑨を選択した場合は記入	継続利用要介護者に係る第一号事業の実施に要した額		
	8 理由①・②を選択した場合には、以下の項目について実績報告時の状況を踏まえて記載(理由①の費用低減計画に該当)			
	(1)平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上限超過額の状況(理由①・②共通)			
		事業費(千円)	個別協議の有無(有:●、無:ー)	上限超過額(千円)
	平成30年度			
	令和元年度			
	令和2年度			
	令和3年度			
令和4年度				
令和5年度				
令和6年度				
(新設)				
(2)3年度目の要年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が令和6年度の原則の上限額以下となるための方策(理由①のみ)				
(3)(1(5)が○の場合のみ)新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額				
※「上限額告示」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由(令和6年厚生労働省告示第19号)をさす。○ ※「上限額通知」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について(令和6年3月29日老発0329第18号厚生労働省老健局長通知)をさす。				

改正後（新）										改正前（旧）										
別紙様式第4様式1別添2（略）										別紙様式第4様式1別添2（略）										
別紙様式第4様式2（略）										別紙様式第4様式2（略）										
別紙様式第4様式3										別紙様式第4様式3										
別紙様式第4様式3										別紙様式第4様式3										
(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書										(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書										
包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)										包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)										
実施主体		〇〇市								実施主体		〇〇市								
社会保障充実分 対象経費実支出額		円		標準額 (4事業の合計額)		円				社会保障充実分 対象経費実支出額		円		標準額 (4事業の合計額)		円				
① 在宅医療・介護 連携推進事業		対象経費実支出額	ア(イ)等の会議	イ(ア)の相談窓口	イ(ア)のコーディネーター	イ(ウ)②多職種研修	イ(ウ)②その他の研修			① 在宅医療・介護 連携推進事業		対象経費実支出額	ア(イ)等の会議	イ(ア)の相談窓口	イ(ア)のコーディネーター	イ(ウ)②多職種研修	イ(ウ)②その他の研修			
		円	回	箇所	人	回	回	円	回			箇所	人	回	回					
② 生活支援体制 整備事業		対象経費実支出額	第1層生活支援コー ディネーターの配置有 無	第2層生活支援コー ディネーターの配置有 無	住民参画・官民連携 推進事業の実施有無	生活支援コーディネーターを中 心とした包括支援連携体制創 造事業の実施有無・方法	就労的活動支援コー ディネーターの配置有 無			② 生活支援体制 整備事業		対象経費実支出額	第1層生活支援コー ディネーターの配置有無	第2層生活支援コー ディネーターの配置有無	住民参画・官民連携推進事業 の実施有無	就労的活動支援コー ディネーターの配置有無				
		円						円												
③ 認知症総合支援 事業		対象経費実支出額	認知症初期集中支援チーム設置	認知症地域支援推進員設置		チームオレンジコーディネーター				③ 認知症総合支援 事業		対象経費実支出額	認知症初期集中支援チーム設置	認知症地域支援推進員設置		チームオレンジコーディネーター				
		円	箇所	箇所	箇所	人	円	箇所	箇所			人								
④ 地域ケア会議 推進事業		対象経費実支出額	地域ケア会議の実施有無			地域ケア会議における居住支援協議会との連携有無					④ 地域ケア会議 推進事業		対象経費実支出額	地域ケア会議の実施有無						
		円							円											
(注)										(注)										
1 「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。										1 「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。										
2 在宅医療・介護連携推進事業のア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②については、実施要綱の事業内容 ア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②とする。										2 在宅医療・介護連携推進事業のア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②については、実施要綱の事業内容 ア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②とする。										
別紙様式第5～別紙様式第8（略）										別紙様式第5～別紙様式第8（略）										

改正後（新）

別紙様式第8様式1

別紙様式第8様式1

(注) 高齢者自立生活支援推進事業
高齢者自立生活支援推進事業

区分	市町村名	事業番号	交付申請文書		区分	事業費額	交付金その他の収入額	繰上額	経費精算支払予定額	基準額	交付基本額	交付金所算額	社会事業関係交付金所算額	国庫金関係交付金所算額	人権規定の選択	補助金等の有無	備考
			年月日	番号		A	B	C(△/△)	D	E	F	G	H	I			
1					介護予防・日常生活支援総合事業												
					認知症介護事業（地域包括支援センターの運営）及び介護事業												
					在宅介護・介護連携推進事業												
					生活支援コーディネーター協働体												
					住民参画・官民連携推進事業												
					生活支援コーディネーターを中心とした地域包括支援事業												
					認知症的活動支援コーディネーター												
					認知症包括連携支援推進事業												
					認知症地域支援・ケア向上事業												
					認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
2					介護予防・日常生活支援総合事業												
					認知症介護事業（地域包括支援センターの運営）及び介護事業												
					在宅介護・介護連携推進事業												
					生活支援コーディネーター協働体												
					住民参画・官民連携推進事業												
					生活支援コーディネーターを中心とした地域包括支援事業												
					認知症的活動支援コーディネーター												
					認知症包括連携支援推進事業												
					認知症地域支援・ケア向上事業												
					認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
3					介護予防・日常生活支援総合事業												
					認知症介護事業（地域包括支援センターの運営）及び介護事業												
					在宅介護・介護連携推進事業												
					生活支援コーディネーター協働体												
					住民参画・官民連携推進事業												
					生活支援コーディネーターを中心とした地域包括支援事業												
					認知症的活動支援コーディネーター												
					認知症包括連携支援推進事業												
					認知症地域支援・ケア向上事業												
					認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
4					介護予防・日常生活支援総合事業												
					認知症介護事業（地域包括支援センターの運営）及び介護事業												
					在宅介護・介護連携推進事業												
					生活支援コーディネーター協働体												
					住民参画・官民連携推進事業												
					生活支援コーディネーターを中心とした地域包括支援事業												
					認知症的活動支援コーディネーター												
					認知症包括連携支援推進事業												
					認知症地域支援・ケア向上事業												
					認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
合計					介護予防・日常生活支援総合事業												
					認知症介護事業（地域包括支援センターの運営）及び介護事業												
					在宅介護・介護連携推進事業												
					生活支援コーディネーター協働体												
					住民参画・官民連携推進事業												
					生活支援コーディネーターを中心とした地域包括支援事業												
					認知症的活動支援コーディネーター												
					認知症包括連携支援推進事業												
					認知症地域支援・ケア向上事業												
					認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												

(注) 1 市町村には、交付金額の4割に1割の交付金その他の収入額を記入すること。
2 市町村には、交付金額に交付金その他の収入額を記入すること。
3 市町村には、交付金額に交付金その他の収入額を記入すること。
4 市町村には、交付金額に交付金その他の収入額を記入すること。
5 市町村には、交付金額に交付金その他の収入額を記入すること。

改正前（旧）

別紙様式第8様式1

別紙様式第8様式1

(注) 高齢者自立生活支援推進事業
高齢者自立生活支援推進事業

（注）1. 本表は、令和5年度第1回定例会（令和5年12月14日）において、令和5年度第1回定例会（令和																	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

改正後（新）

別紙様式第8様式2

別註釋式第4種式1

(注) 年度地域支援事業交付金精算書市町村別内訳(財活費)

国・自治体等による民生関係事業																	（国・自治体等による）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
民生関係事業の分類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
年度	事業計画名	課 分	事業費	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 補助金	国・自治体等からの 助成金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国・自治体等からの 交付金	国

- (注) ① ②には、交付済の④⑤⑥交付金その他の収入金を記入すること。
③には、交付済④に定める基準額を記入すること。
⑦には、④、⑤、⑥及び⑧を合計して最も少ない額から、重層的支援体制整備事業に資する費用総額を控除した額を記入すること。
⑧には、⑦の額に交付済の④⑤⑥に定める交付金と交付済の⑦(1)のみの増加分が重なった場合には、これを相消して記入すること。
⑨、⑩、⑪、⑫には、重層的支援体制整備事業に資する費用総額を含む。

改正前 (旧)

別紙様式第8様式2

別紙様式第2様式

(说明) 年度地域支援事業交付金類算書市町村別内訳(総括表)

[illegible]

- (注) 1 ①欄には、交付資格の4①に「交付条件その他の収入税額を記入すること。」
2 ②欄には、交付資格4①に定める基準額を記入すること。
3 ③欄には、C欄、D欄又はE欄を合計した最も多い額から、差額の交付税控除標準率に準ずる費用控除税額控除した額を記入すること。
4 ④欄には、F欄の額に交付資格4②の率に4①に定める交付標準率を乗じて算出された「**1年間の標準給付金が4②に等しい、これを税引控除すると**」を記入すること。
5 H欄、I欄、M欄には、差額の交付税控除標準率に準ずる費用控除税額を記入すること。